

大牟田市教育の振興に関する大綱

平成28年3月
大牟田市

目 次

I	はじめに	1
II	大綱策定の趣旨	2
III	大綱の期間	2
IV	基本理念	3
V	基本目標	3
VI	施策	3
	1. 安心して子どもを産み、育てることのできるまち	4
	2. 心豊かでたくましい青少年がはぐくまれるまち	4
	3. 社会を生き抜く力を育成する学校教育が充実しているまち	5
	4. 専門的な教育の機会が確保されているまち	5
	5. 生涯学習が盛んで、その成果が活かされるまち	6
	6. スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち	6
	7. 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち	7
	8. 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち	8
	9. 多文化共生が実現するまち	8

I. はじめに

まちづくりは人づくりからと言われるように、まちは人によって成り立つものです。人が生活を営むことによって活気が生まれます。人と人とのつながりの中から、やさしさや思いやりがはぐくまれます。

本市では、家庭、地域、学校、職場など様々な場面において、多くの市民が、人を育てることの重要性を認識しています。

本市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに多くの人が集まり、そして、このまちに暮らす人々の英知と活力によって、様々な歴史や文化が生み出され、まちの魅力を形成してきました。これらは、今後とも大切に引き継いでいくべきものと考えます。

本市を取り巻く社会・経済情勢は、グローバル化が急速に進展し、人やモノ、情報等が国境を越えて行き交う、目まぐるしい変化、競争の中にあります。

このような社会にあって、市民一人ひとりが豊かな人生を実現し、また、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態をも乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、そしてより良い社会づくりに貢献していくことのできる人を育成することが重要です。

これからの新しい時代においては、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、これまでになかった新しい視点や取組みを示しながら、持続発展可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

そのためには、持続可能な社会の発展に貢献できる人づくりを目指し、総合教育会議において教育委員会と本市教育の目指す方向性を共有しながら、本市教育の振興を図り、新しい未来を切り拓く子どもたちの育成と、郷土を誇れる人づくり、社会を担う人材づくりに向けて取り組んでまいります。

平成 28 年 3 月

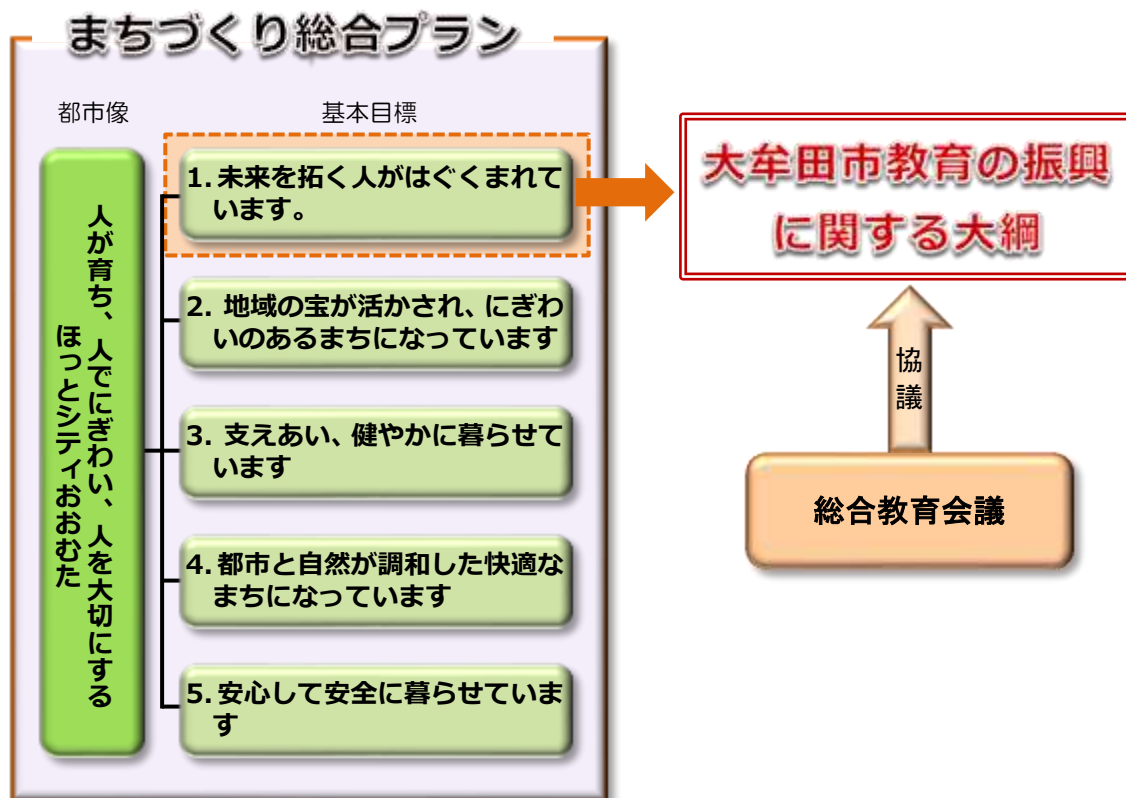
大牟田市長 中尾 昌弘

Ⅱ. 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。(法第 1 条の 3 第 1 項)

これを受けて、本市においては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関し、その目標や施策の方針となるものとして、この大綱を定めます。

なお、本市では、まちづくりにおける最上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」のうち、教育に係る基本目標及び施策を基本として、大綱を策定しています。



Ⅲ. 大綱の期間

この大綱の期間は、平成 28 年度から 31 年度までとします。

※「まちづくり総合プラン」と同じ計画期間としています。

IV. 基本理念

「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立ち、本市の教育は、魅力ある住みよい地域づくりを担い、持続可能な社会の発展に貢献できる人づくりを目指します。

V. 基本目標

未来を拓く人がはぐくまれています

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。特に、大牟田の未来を担う世代である子どもたちには、幅広い知識や教養と新しい時代を切り拓く力を養うことが重要です。

そのため、安心して子どもを産むことができ、育てやすい環境を整えるとともに、家庭や地域、学校において、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力がはぐくまれるまちを目指します。

また、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その学習の成果をまちづくりに活かすことのできる仕組みづくりや、スポーツや文化芸術の振興を通じた人づくり、あらゆる人を尊重し、理解しあえる気持ちを持つ人づくりなどを通して、未来の大牟田を担う人づくりが行われているまちを目指します。

VI. 施策

本市の教育は、上に掲げた基本理念のもと、基本目標を目指し、以下 9 つの施策をもって、その推進及び充実に努めます。

1. 安心して子どもを産み、育てることのできるまち
2. 心豊かでたくましい青少年がはぐくまれるまち
3. 社会を生き抜く力を育成する学校教育が充実しているまち
4. 専門的な教育の機会が確保されているまち
5. 生涯学習が盛んで、その成果が活かされるまち
6. スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち
7. 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち
8. 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち
9. 多文化共生が実現するまち

施策 1

安心して子どもを産み、育てることのできるまち

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

(施策推進の視点)

①地域における多様な子育て支援

子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

施策 2

心豊かでたくましい青少年がはぐくまれるまち

次世代を担う青少年が、家庭や学校、地域における様々な人との関わりの中で、社会を生き抜くたくましさや心豊かさを身に付けながら、創造性豊かで思いやりのある心を持ち、心身ともに健康に、社会の一員として成長し自立することを目指します。

(施策推進の視点)

①子どもの体験活動の充実

思いやりの心や規範意識、社会性、自尊感情などをはぐくむために、地域における年齢の異なる仲間や大人との交流の機会を確保するとともに、自然体験をはじめとする様々な体験活動及び読書活動の充実を図ります。

②社会の宝として、地域全体で子どもたちを見守り、育てる

家庭、学校、地域、行政の連携強化を図るとともに、地域の中で大人と子どもとが共に活動を行うことを通して、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成します。また、地域で青少年活動に関わる人材の育成を行うとともに、青少年活動団体への支援や団体間のネットワークの構築を行います。

③スポーツ・文化芸術活動を通じた青少年の心身の育成

生涯にわたり健康で体力を保持増進していくための基礎を培う機会づくりと、文化芸術に触れる機会の創出・充実を行い、心身ともに健やかでたくましい青少年への成長を支援します。

④青年の社会参加の促進

青年の社会参加に向けて、知識や技術などを学ぶ機会を提供するとともに、必要な情報や学習の場を提供します。

⑤青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導・相談・環境浄化などの健全育成活動の充実に努め、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、インターネットによるいじめ・依存防止のための適正利用や被害防止の啓発を行うほか、ひきこもりやニートなどの問題に対し、関係機関などと連携強化を図り支援します。

施策 3

社会を生き抜く力を育成する学校教育が充実しているまち

児童生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、激しく変化し続ける社会の中で、それらを活用しながら、自ら課題を発見し、主体的に解決できるようになるために必要な資質や能力すなわち「社会を生き抜く力」をはぐくみます。

(施策推進の視点)

① 特色ある学校教育の展開

ユネスコスクールである各学校、及び教育委員会において ESD（持続可能な開発のための教育）をさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習、ICT の活用、学校間・学校種間の連携の強化、中学校の部活動の活性化などの特色ある学校教育を展開します。

② 知育・徳育・体育のバランスが取れた児童生徒をはぐくむ

社会を生き抜く力の基礎となる「確かな学力」（知育）、「豊かな心」（徳育）、「健やかな体」（体育）のバランスが取れた児童生徒をはぐくみます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的できめ細やかな支援や指導の充実に努めます。

③ 学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができるよう施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

④ 安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校の防止、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校・家庭・地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。

施策 4

専門的な教育の機会が確保されているまち

市民の身近なところで専門的な教育を受けることのできる環境が整備され、より高度な教育の機会が確保されているまちを目指します。

(施策推進の視点)

① 高等教育機関等の充実促進

地域において高度な教育を受けることのできる環境の充実が図られるよう、高等教育機関の増設、新しい教育分野への取組み、研究機能の拡充等を促進します。

② 学生等のまちづくりへの参加促進

市が実施するワークショップや事業への参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

③高等教育機関等との連携

高等教育機関等との連携を強化し、同機関等が持つ教育資源の有効活用や情報の交流を推進します。また、市民がより高度な知識や情報が得られるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

施策 5

生涯学習が盛んで、その成果が活かされるまち

いつでも、どこでも、誰でも、日常生活をはじめ家庭や職場などのあらゆる場面で楽しく学ぶことができ、その学んだ成果を適切に活かすことができるまちを目指します。

(施策推進の視点)

①学習機会の充実

家庭や学校、地域、企業、団体との連携をさらに深めながら、多様な学習機会の充実を図ることで、市民による自主的な学習活動を促進します。特に、高齢者に向けた学習機会を充実することで、生きがいづくりに取り組みます。

あわせて、多くの市民が生涯を通じて学習に取り組むことができるよう、学習情報の効果的な提供を行います。

②学習成果を活かす仕組みづくり

学んだ成果を活かすことで、人は満足感を得ることができ、さらなる学びの意欲につながります。そのため、市民が学んだ成果を活かすことができる場や機会のさらなる充実を図ります。

③地域での学習活動の支援

地域において、学んだ成果を活かして活動に取り組む人の養成及び支援を図るため、地域の拠点としての地区公民館の事業を充実します。身近な地域における学習活動の拠点としての機能を高めながら、社会教育関係団体をはじめ、学校や地域との連携を強化し、学習する場や機会を広げる取り組みを行います。

施策 6

スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

(施策推進の視点)

①気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくり出します。

②スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくります。

また、大牟田市スポーツ都市宣言推進協議会や大牟田市体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致などスポーツ事業の充実・発展に努めます。

③スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動への参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう指導者の養成、確保、資質向上やきめ細かなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくります。

また、老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。

施策 7

文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

(施策推進の視点)

①まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取組みを通じて、郷土の歴史や文化に触れる機会を充実します。

②文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、若い世代が関心を持つような文化芸術事業の開催や絵本やカルタなど、本市の特性を活かした事業の充実を図ります。

③文化芸術活動への参加機会の充実

多くの市民に文化芸術活動に気軽に参加し親しんでもらうために、初心者向け講座や休日開催など、参加しやすい事業の充実に努めます。また、文化芸術活動を行う市民団体への支援と団体相互の連携を促進し、参加機会の充実に努めます。

④文化芸術の環境づくり

市民団体と、学校・地域・商店街等との連携を促進することで、市民交流の拡大や街のにぎわいづくり、伝統芸能の継承など、市民が身近なところで文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。あわせて、文化施設の適切な維持・補修及び機能充実に努めます。

施策 8

一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

(施策推進の視点)

①人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとり互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権問題に対する正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

施策 9

多文化共生が実現するまち

市民が異文化を理解し、国籍にとらわれず互いに認め合い、誰もが住みやすく訪れやすいまちを目指します。

(施策推進の視点)

①国際感覚を持った人づくり

地域や団体、個人といった様々な形態での国際交流の機会を増やし、異文化への理解を進め、グローバルな人材が育つ環境整備や在住・来訪いずれの外国人にも優しいまちづくりを進めます。